

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	住宅宿泊事業法	法令の番号	平成 2 9 法律第 6 5 号			
手 続 名	業務停止命令、事業廃止命令( 1 / 2 )	根 拠 条 項	第 1 6 条第 1 項、第 2 項			
処 分 基 準	<p>第 1 下記の 1 ~ 3 のいずれかに該当するとき、知事は 1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずる。</p> <p>1 住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は住宅宿泊事業法(平成 2 9 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)第 1 5 条による業務改善命令に違反したとき。</p> <p>2 住宅宿泊事業者が以下のいずれかに該当したとき又は該当する者であることが判明したとき。                  ( 1 ) 成年被後見人又は被保佐人                  ( 2 ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者                  ( 3 ) 法第 1 6 条第 2 項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から 3 年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前 3 0 日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から 3 年を経過しないものを含む。)                  ( 4 ) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しない者                  ( 5 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)                  ( 6 ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が( 1 ) から( 5 ) のいずれかに該当するもの                  ( 7 ) 法人であって、その役員の中に( 1 ) から( 5 ) までのいずれかに該当する者があるもの                  ( 8 ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>3 住宅宿泊事業者が以下のいずれかに該当したとき又は該当する者であることが判明したとき。                  ( 1 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)                  ( 2 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)                  ( 3 ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者                  ( 4 ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者                  ( 5 ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者                  ( 6 ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者                  ( 7 ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	住宅宿泊事業法	法令の番号	平成 2 9 法律第 6 5 号
手 続 名	業務停止命令、事業廃止命令( 2 / 2 )	根 拠 条 項	第 1 6 条第 1 項、第 2 項
処 分 基 準	<p>( 8 ) 役員等( 法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人( 営業を営む者に限る。以下同じ。 ) にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。 ) に ( 2 ) から ( 7 ) までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人                  ( 9 ) ( 2 ) から ( 7 ) までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>なお、「業務停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要がある、処分基準を一律に定めることは困難である。</p> <p>第 2 下記 1 ~ 3 のいずれかに該当するときであって、他の方法により監督の目的を達成することができないとき、知事は住宅宿泊事業の廃止を命ずる。</p> <p>1 住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は法第 1 5 による業務改善命令若しくは法第 1 6 条第 1 項による業務停止命令に違反したとき。                  2 第 1 の 2 に該当するとき。                  3 第 1 の 3 に該当するとき。</p> <p>第 1 の処分を行う場合は弁明の機会の付与、第 2 の処分を行う場合は公開の聴聞を行う。</p>		
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所
		交 付 機 関	保健福祉事務所
			目 次 NO